

肺がん検診を受けられる方へ

この度、山形県生活習慣病検診等管理指導協議会より依頼があり、県内で唯一、村山市が調査のモデル地区に選出されました。お手数ですが、肺がんの早期発見につなげられるよう、調査へのご協力をお願いいたします。

《調査方法》

- ①次の用紙の「COPD（肺気腫・慢性気管支炎）質問票」で、最も当てはまる□にチェックを入れてください。
- ②□の右にある数字が点数です。点数を合計し記入してください。
- ③検診当日、このまま会場にお持ちいただき、受付にご提出ください。

《COPDとは》

- ・慢性閉塞性肺疾患という、タバコ煙を主とする有害物質を長期にわたり吸い込むことで生じた肺の炎症性疾患です。空気の通り道である気管支や肺胞に障害が起こり、呼吸がしづらくなる病気です。
- ・40歳以上の成人の約8%が罹患しており、毎年COPD患者の100人に1人が肺がんを発症すると言われています。

《5点以上（60歳未満の方は4点以上）だった方へ》

- ・COPDが疑われますので、医療機関で呼吸機能検査を受けることをお薦めします（義務ではありません）。
- ・最近5年以内に呼吸機能検査を受けて、異常がなかった方については検査不要です。

（検査可能機関は裏面をご覧ください）

担当：村山市保健課保健係
TEL：55-2111（内線131）

呼吸機能検査実施医療機関一覧

市町名	医療機関名	住所	電話番号
村山市	奥山内科循環器科クリニック	駅西 19-15	52-0380
	小野内科胃腸科クリニック	楯岡五日町 14-25	52-5050
	小室医院	本飯田 584	58-2014
	羽根田医院	湯野沢 1921	54-3888
	八鍬医院	楯岡新高田 9-24	55-3425
東根市	宇賀神内科クリニック	中央南 1-6-28	53-6961
	大沼医院	神町中央 1-11-18	48-2830
	金村医院	本丸西 4-1-24	48-6110
	藤田医院	六田 1-1-35	42-0256
	三浦医院	本丸南 1-8-2	43-2311
	山本内科医院	中央 4-5-24	43-0180
河北町	板坂医院	谷地甲 217	0237-71-1200
	工藤内科医院	溝延字西浦 12-1	0237-72-7221
病院	北村山公立病院	東根市温泉町 2-15-1	42-2111
	県立河北病院	河北町谷地字月山堂 111	0237-73-3131

※呼吸機能検査を受けられる場合は、質問票の合計点数を下欄にもご記入
いただき、医療機関にお持ちください。



点

COPD（肺気腫・慢性気管支炎）質問票

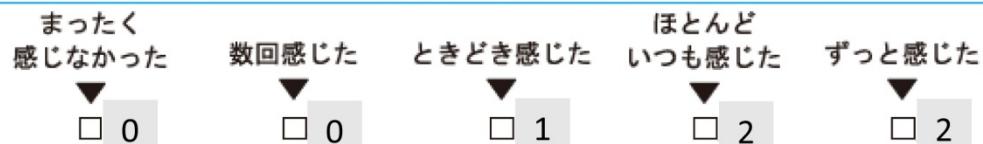
※統計調査以外の目的外利用はいたしません

氏名

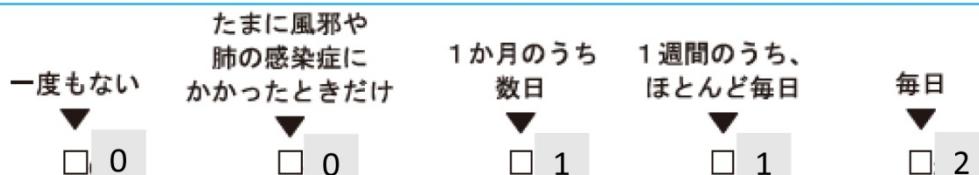
年齢 歳

性別 男 · 女

1. 過去4週間に、どのくらい頻繁に息切れを感じましたか？

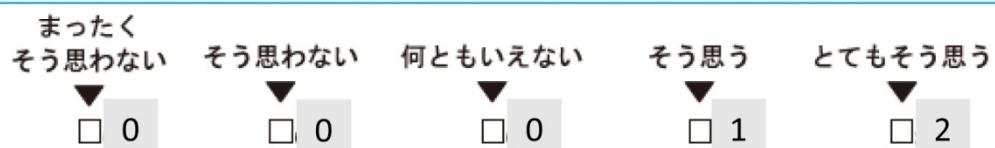


2. 咳をしたとき、粘液や痰などが出たことが、これまでにありますか？



3. 過去12か月のご自身に最もあてはまる回答を選んでください。

呼吸に問題があるため、以前に比べて活動しなくなった。



4. これまでの人生で、たばこを少なくとも100本は吸いましたか？



5. 年齢はいくつですか？

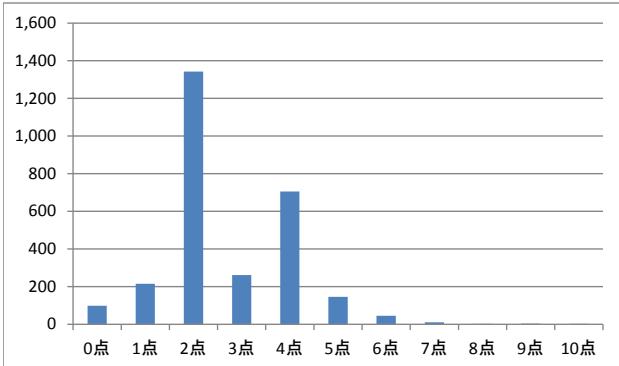


質問1から5の合計点を計算してください。

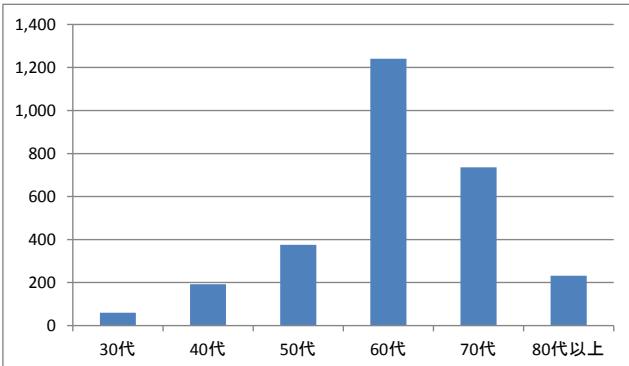
点

平成28年度 村山市COPD調査結果

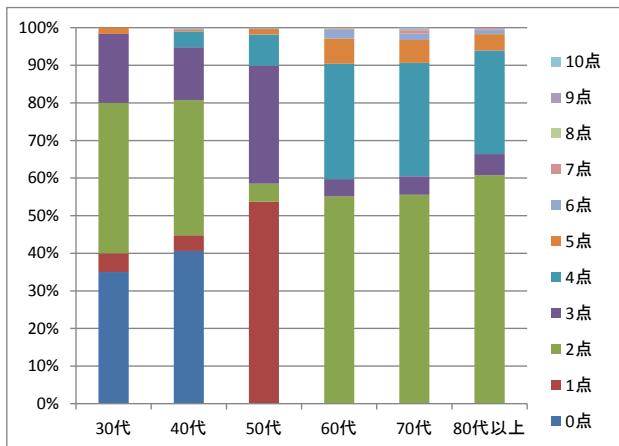
全数の得点分布



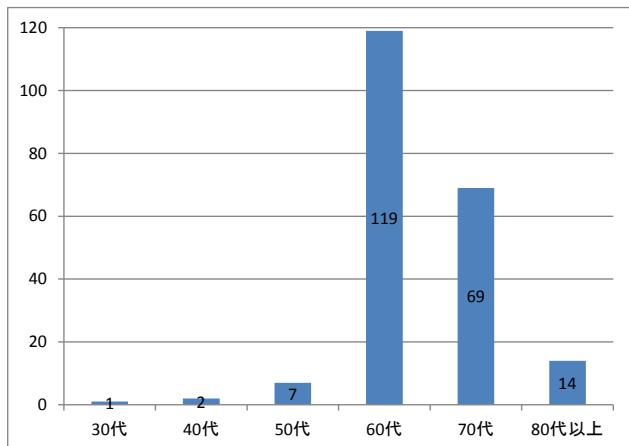
年代分布



年代ごとの得点割合



5点以上の年代毎人数



得点/年齢	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0	21	78	0	0	0	0
1	3	8	202	2	0	0
2	24	69	18	682	409	141
3	11	27	118	57	36	13
4	0	8	31	381	222	64
5	1	1	6	83	45	10
6	0	1	1	28	12	3
7	0	0	0	3	7	1
8	0	0	0	2	1	0
9	0	0	0	2	2	0
10	0	0	0	1	2	0

得点	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	総計
10点	1	2	7	119	69	14	212
9点	60	192	376	1,241	736	232	2,837
8点	1.7%	1.0%	1.9%	9.6%	9.4%	6.0%	7.5%

※60歳未満4点=39
(39+212)/2,837=8.8%

調査票事前配布数 6,407

回収 2,837

回収率 44.3%

(参考)健診会場での回収率 55.8%(受診者数5,086)

慢性閉塞性肺疾患認知低く

村山で調査 確定検査受診わずか1%

息切れやせきが出て呼吸障害が進む「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」の患者が全国的に増えている。だが、健康診断でCOPDの可能性があると判定されたにもかかわらず、確定検査を受診した人が県内でわずか1%だったことが、医師や保健師らでつくる県生活習慣病検診等管理指導協議会が、村山市で行った調査で判明した。COPDの主な原因は長年の喫煙で、肺がんや心筋梗塞など重篤な病気を併発しやすいとされる。調査に携わった医師は「受診者が少ないのは、認知度と危機感の低さの表れでは」と危惧している。

調査は同協議会の肺がん民を対象に質問票を配布。部会が主導し、自治体規模では初めて村山市で実施した。同市が行う肺がん検診を伴う健康診断を受ける市

質問票は「過去4週間に、

があつた。

◇

COPDを啓発するポスター(山形市桜町の至誠堂総合病院で)

どのくらい頻繁に息切れを感じたか」「これまでたばこを少なくとも100本吸つたか」など、喫煙習慣や年齢などに関わる5項目で構成される。それぞれの項目に設定された点数の合計が一定の数値を超えた場合、COPDの疑いがあるとされ、調査では251人

が該当した。

該当者には同市が市周辺の15か所の医療機関で呼吸機能検査を受けるよう勧めているが、実際に受診した人はわずか3人だった。

COPDは県内の死因(2014年)の10位(1)

96人)で、特に喫煙習慣の多い傾向にある男性が160人と大半を占めている。「COPDの名前は聞いたことがあるても危険性を知らない人が多いのです。調査を担当した山形大医学部付属病院第1内科の柴田陽光病院教授(呼吸器内科学)は、受診率が低調だった理由について、追加検査が義務でなかった点に触れて、「危険性が十分に認識されていない」とがあるのではないかと指摘する。

実際、県が昨年、約2500人を対象に行つた調査では、52.5%の人人がCOPDについて「知らない」と回答。動悸や息切れなどの初期症状が、単なる体力低下と勘違いされやすい点も影響しているとみられる。

初はCOPDだと分からなかつた。診断後、たばこをやめた」と話す。県内の喫煙率は、10年に5%よりも1.0ポイント高いため、20~30歳代の若い世代の喫煙率が他の世代と比較して高いと全国平均(19.20~15%)と全国平均(19.5%)よりも1.0ポイント高い。

同部会は今回の調査結果を踏まえ、県内全域を対象とした調査を検討している。柴田病院教授は「早期に治療すれば合併症も防げるので、少しでも気になる症状があれば検査を受けてほしい」と呼びかけている。

優雅な舞「倭樂」奉納 出羽三山神社



優雅な舞を披露する巫女(14日、鶴岡市の出羽三山神社三神合祭殿で)

鶴岡市の出羽三山神社に云われる神事芸能「倭樂」三神合祭殿で行われ、巫女社

山形県健康診査実施要領

昭和62年 8月 5日制定
平成 元年12月27日一部改正
平成 3年 1月10日一部改正
平成 4年 6月25日一部改正
平成 6年10月17日一部改正
平成 7年12月15日一部改正
平成 9年 4月 1日一部改正
平成10年 1月21日一部改正
平成10年 4月 1日一部改正
平成12年 4月 1日一部改正
平成13年 4月 1日一部改正
平成14年 4月 1日一部改正
平成14年 7月 1日一部改正
平成15年 4月 1日一部改正
平成16年 4月 1日一部改正
平成17年 4月 1日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成19年 5月25日一部改正
平成20年 5月22日一部改正
平成21年12月 7日一部改正
平成24年11月 8日一部改正
平成25年 3月12日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成26年12月 9日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づく特定健康診査(以下「特定健診」という。)並びに健康増進法に基づくがん検診(以下「がん検診」という。)の実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、「健康増進事業実施要領」(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。「以下「厚生労働省実施要領」という。」)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)によるほか、この要領によるものとする。

一 種類別実施内容等について

1 特定健診

特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。

2 胃がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。

ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は別表5を参考にする。

イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。

(3) 検診間隔

原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。

(4) 実施体制

ア 胃部エックス線検査

撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低7枚とする。

イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検診マニュアルを参考に行うこと。

(5) 指導区分

ア 異常なし

イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患

（なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする）

ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍瘢痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍瘢痕、胃ポリープや巨大レリーフ

(6) 結果の通知等

ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第2号に参考とする。以下、「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。

(7) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第4号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(8) 胃がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

3 子宮がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は別表6を参考とする。

イ 視診及び双合診

ウ 子宮頸部細胞診

エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）

問診の結果、最近6か月以内に、

①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）

②月経異常（過多月経、不規則月経等）

③褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することが望ましい。

(4) 判定及び指導区分

検診結果の判定及び指導区分は別表7及び別表8により行う。

(5) 結果の通知等

ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第7号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施

市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮がんに罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。

4 肺がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。

(2) 検診内容

ア 質問

質問項目は、別表9を参考とする。

イ 胸部エックス線写真の読影

胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。

ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。

(ア) 二重読影

十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表10によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。

(イ) 比較読影

過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表10によって行う。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 対象者

質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数（1日の本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者を含む）。

(イ) 検査方法

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連續採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表11によって行う。

(3) 指導区分

質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。

ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。

イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。

(4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後30日以内に肺がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第8号を参考にする。）により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第9号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第10号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

5 乳がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は、別表12を参考とする。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）

40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。

50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。

ウ 視診及び触診（以下「視触診」という。）

推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。

(4) 指導区分

乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。

(5) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票（別記様式第11号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第12号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第13号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。

6 大腸がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は、別表13を参考とする。

イ 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法とする。

(3) 指導区分

大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

(4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票（別記様式第14号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第15号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第16号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行

うものとする。

7 総合がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(2) 実施方法

2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。

(3) 検診内容

2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。

(4) その他

「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。

二 実施手続きについて

特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。

1 がん検診の実施機関について

市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。

- (1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。
- (2) 肺がん検診及び乳がん検診を実施する場合は、肺がん検診にあっては読影医師、乳がん検診にあっては担当医師が 山形県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「管理指導協議会」という。）の肺がん部会及び乳がん部会に届出がなされていること。
- (3) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。

2 実施計画の策定について

がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。

(1) 検診車による検診の場合

ア 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第17号）を策定し、11月末日まで保健所長及び検診実施機関にそれぞれ1部提出する。

イ 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。

なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。

ウ 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。

(2) 施設による検診の場合

市町村長は、検診実施機関と協議のうえ、検診実施計画を策定し保健所長に提出する。

三 報告について

- 1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第18号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。
- 2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめのうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下、「県健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。
- 3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依

頼する。